

第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画  
松本市指定地域密着型サービス事業者募集要項

指定地域密着型特定施設入居者生活介護



健康福祉部 高齢福祉課

## 1 公募の趣旨

第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、指定地域密着型サービスの事業を行う事業所を整備するに当たり、質の高い福祉サービスを継続的に提供できる事業予定者を公募により選定するものです。

## 2 整備期間

平成32年6月末までに開設

## 3 募集する事業の種類、整備数

地域密着型特定施設入居者生活介護 1施設 定員29人

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護は、新設又は次の条件に該当する既存施設とし、定員は変更できません。

ア 松本市内に所在し老人福祉法第29条に定める「有料老人ホーム」で『長野県有料老人ホーム設置運営指導指針』に適合するものであること。「サービス付き高齢者向け住宅」についても同等の認可を受けているものであること。

イ 公募書類提出日現在、定員29名として登録されていること。

## 4 対象となる日常生活圏域

募集する事業を整備する圏域は、次のとおりとします。

中央、北部、南部のうちいずれか。

圏域名	地 区
中 央	第1地区、中央地区、白板地区、第2地区、東部地区
北 部	岡田地区、本郷地区、本郷地区
東 部	第3地区、里山辺地区、入山辺地区
中央北	城北地区、城東地区、安原地区
中央南	庄内地区、中山地区
中央西	田川地区、鎌田地区
南東部	寿地区、寿台地区、内田地区、松原地区
南 部	松南地区、芳川地区
南西部	神林地区、笹賀地区、今井地区
河西部	島内地区、島立地区
河西部西	新村地区、和田地区、梓川地区
西 部	安曇地区、奈川地区、波田地区

## 5 応募書類受付期間等

### (1) 受付期間

平成31年2月20日（水）から平成31年5月31日（金）まで

### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ア 土日祝日、年末年始を除きます。

イ 郵送での提出はできません。電話連絡のうえ、高齢福祉課介護給付担当まで持参ください。

ウ 事業計画書の提出に当たっては、平成31年5月24日（金）までに、事前協議書による協議を行ってください。

エ 資料の追加又は修正等をお願いすることがありますので、日程に余裕をもって提出ください。

## 6 応募要件

### (1) 資格

応募資格において、次のアからオまでの項目をすべて満たす法人とします。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号の規定に該当しない。

イ 松本市暴力団排除条例（平成24年松本市条例第3号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に関係がある者でない。（選定後であっても、その事実が判明した場合は、選定結果を取り消します。）

ウ 応募事業者自らが開設し、指定を受けるものである。

エ 法人と代表者に税等の滞納がない。

オ 介護を必要とする高齢者の様々なニーズに応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が見込める。

### (2) 事業所の建設用地

事業所建設用地（以下「建設用地」という。）において、次のアからオまでの項目をすべて満たすものとします。

ア 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、文化財保護法、その他土地に係る法的規制について、関係部局等と事前に協議を行い、事業計画又は土地開発行為の実現性を確認したものである。

なお、確認した内容については、様式6に詳細に記入してください。

イ 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、又は、その権利の抹消が確実である。

ウ 建設用地が貸与の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、これを登記している、又は登記が可能である。

エ 土地を今後売買（貸与）により取得する場合は、公募で選定されなかった場合には、契約が無効である旨を明記した土地売買（賃貸借）確約書を添付する。

オ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）でない。なお、最新の市防災マップにより、建設用地における自然災害等のリスクを把握し、その内容と事業者としての対応について様式7に詳細に記入する

こと。(土砂災害警戒区域(いわゆるイエローゾーン)及び浸水想定区域については、建設用地として制限はないが望ましくない。事業予定者として決定した場合、指定にあたり必ず避難計画を策定すること。)

### (3) 事業所の建物

事業所の建物において、次のアからウまでの項目をすべて満たすものとします。

ア 建物は、当該法人の所有である。地域密着型特定施設入居者生活介護の整備においては、当該法人の所有が望ましいが、賃借の場合は、長期の間安定的に使用できるものである。

イ 公募内容に示す定員等に沿った建物である。

ウ 松本市指定地域密着型サービス基準条例のほか、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法、その他関係法令を遵守したものである。

なお、確認した内容については、様式6に詳細に記入してください。

### (4) 指定年度

平成32年6月末までに介護保険法で定める事業所の指定を受けるものとします。

## 7 提出書類

応募に当たっては、別紙「提出書類一覧表」に示す応募書類を提出してください。

各様式については、本市ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kenko/koreisya/tiikimichaku/index.html>

## 8 応募書類作成における留意事項

(1) 応募書類は、正本1部、副本(正本をコピーしたもので可)1部をご用意ください。

(2) 応募書類の綴じ方は、以下のとおりとします。

ア フラットファイル等を用いて、A4判(縦)の左穴あけ綴りとし、ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「地域密着型サービス事業者公募申込書類」と記載してください。正本については、項目ごとに文字表記のインデックスを付けてください。(申請書類そのものに貼付せず、別紙を挟みこんだうえでインデックスを貼付してください。)

イ ページは、付けないでください。

ウ 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。

## 9 地域住民への説明について

地域住民等への説明については、下記のとおりとします。

(1) 建設用地に係る、隣接者、町会等を対象に、建物と事業内容等についての説明会を応募書類提出日以前に必ず実施してください。

(2) 当該事業計画に対する、町会等の意見が示された書類(事業開始に係る同意書)を添付してください。

(3) 当該事業計画に対する、隣接地に係る公図上の土地地権者の意見が示された書類(事業開始に係る同意書)を添付してください。

(4) 地域住民等への説明は、「松本市の地域密着型特定施設入居者生活介護の事業予定者の公募に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではなく、公募に応募して事業予定者として選定されなければ、事業を行うことができない。」

という前提をよく説明し、誤解のないように十分注意をしてください。

なお、地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるのではなく、施設建設や事業が円滑に実施できるように、理解と協力が得られることが重要です。

## 10 選定方法等

### (1) 選定方法

ア 提出された応募書類に基づき、一次審査として書類審査を行います。

イ 一次審査通過事業者について、二次審査として松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会において、施設整備、運営等についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

ウ 選定は、書類審査及びプレゼンテーションの結果等を総合的に判断したうえで行います。なお、プレゼンテーションの日程等については、応募事業者へ別途通知します。

### (2) 主な審査項目

ア 応募の動機

イ 事業理念、基本方針

ウ 地域との連携や交流等の方法

エ サービスの質の確保

オ 事業所の建物・立地条件

カ 防災への対策

キ 安心・安全への対策

ク 地域住民等関係者に対する説明及び同意の状況

ケ 安定的な運営

コ 介護サービス事業の実績

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募事業者に文書で通知します。

### (4) 選定結果等の公表

申込事業者数及び事業予定者として決定した事業者名は、ホームページで公表します。

### (5) その他

審査の結果、事業予定者無しとする場合があります。

## 11 応募を受理できない場合等

応募を受理できない、又は、無効及び失格となるのは、下記のとおりとします。

### (1) 公募内容に適合しない場合

(2) 応募書類において、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 応募期間中に提出すべき書類がすべて揃わない場合

(4) 建設用地が他の応募事業者と重複し、6-(2)の条件を満たせなくなった場合

(5) 1法人から2箇所以上の事業計画の提出があった場合

(6) 応募書類の提出後に市の許可なく事業内容を変更した場合

(7) ヒアリングに出席しない、又は、ヒアリングにおいて虚偽の説明等を行った場合

- (8) 応募に係る採否の働きかけを行う等の目的で、応募事業者又はその関係者が、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め又は接触した場合
- (9) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (10) 事業予定者決定後に建設用地に変更が生じた場合
- (11) 事業予定者決定後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合
- (12) 事業予定者決定後に事業主体となる法人の法人格に変更が生じた場合
- (13) 法令等により事業所の整備等が認められない場合
- (14) その他不正行為等があった場合

## 12 事業予定者決定後の手続き

事業予定者として決定された事業者は、事業所の開設・指定が行われるよう、速やかに事業を進めてください。

決定後の事業計画（事業所の設計等に係る内容を含む。）の変更は、当該事業所の利用者等へのサービス向上に資すると市長が認めた場合を除いてできません。

また、事業予定者の決定をもって事業所の指定を保証するものではありません。施設の開設に当たっては、老人福祉法及び介護保険法に基づく、施設の設置認可・届出、介護保険の指定等の手続きが別途必要となります。

## 13 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護の応募に当たっては、「長野県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合することとし、新設の場合は長野県へ設計図面、敷地等の事前の相談を必ず行ってください。  
なお、確認した内容については、様式6に詳細に記入してください。
- (3) 本公募以外の介護サービス事業所（地域密着型サービスを除く。）の併設を計画される場合は、応募事業者から提案してください。長野県指定の介護保険事業と併設する場合、別途長野県との協議が必要となりますので、長野県に事前協議を実施してください。  
なお、確認した内容については、様式6に詳細に記入してください。
- (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護を既存施設で行う場合、指定前から入居している要介護未認定者（自立、事業対象者、要支援1～2の者）及び住所地特例者に対して退去を強要してはいけません。必ず本人及び家族へ説明を行い合意の上、利用者の希望に沿う措置を講じてください。
- (5) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 応募書類の提出、ヒアリング等に要する諸経費は、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- (7) 応募の取下げをする場合は、応募取下書（任意様式）を市に提出してください。
- (8) 応募状況、結果等の問い合わせには、一切お答えできません。
- (9) 応募に関する質問は、「松本市地域密着型サービス事業者の公募に関する質問票」に簡潔にご記入のうえ、FAX又はEメールで、下記「15 提出先及び問い合わせ先」まで提出してください。折返し回答いたします。

なお、質問の受け付けは、平成31年5月22日（水）までとし、原則として電話等での質問は、受け付けません。

14 施設整備等の補助について

地域密着型特定施設入所者生活介護施設への補助は、新規・既存に関わらずありません。

15 その他

当該要項に定めのないものについては、別に市長が定める。

16 提出先及び問い合わせ先

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当（本庁舎北別棟2階）

（課長）上條昭一 （担当）秋元結貴

電 話 0263-34-3213（直通）

F A X 0236-34-3016

E-mail kaigo@city.matsumoto.lg.jp